小美玉市告示第 10 号

都　都　都

小美玉都市計画公園の変更に伴い茨城県から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第１項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第２項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和６年１月 19 日

小美玉市長　島 田

1　都市計画の種類

公園（５・５・001 号　空港公園）

2　都市計画を変更する土地の区域

（1）５・５・001 号　空港公園

ア　削除する部分

小美玉市大字与沢　字大山及びワナメ形の各一部

3　縦覧場所

小美玉市都市建設部都市整備課

小美玉都市計画公園の変更について（茨城県決定）

都市計画公園中５・５・００１号空港公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・001	空港公園	小美玉市大字与沢　字大山、字かじや久保、字北山、字外之内前及び字ワナメ形 小美玉市大字外之内　字北山	約 16.3ha	シンボル広場、多目的広場、航空広場、駐車場、池

「区域は計画図表示のとおり」

理由

首都圏の玄関口となる茨城空港の周辺の賑わいづくりや地域の産業振興が求められていることから、空港に隣接する土地の一部において公園としての利用に限定せず、産業の立地を促進する土地利用とするため、本案のとおり一部区域を廃止する。なお、縮小される公園機能については小美玉市内の各施設により相互補完が可能である。併せて、都市計画の位置について錯誤があったため、本案のとおり訂正する。

黒色 茶色 紫 黄緑 水色 赤 橙 黄色 緑 ネズ

小美玉市25000

小 美 玉 市 都 市 計 画 図

平成二十七年二月作成

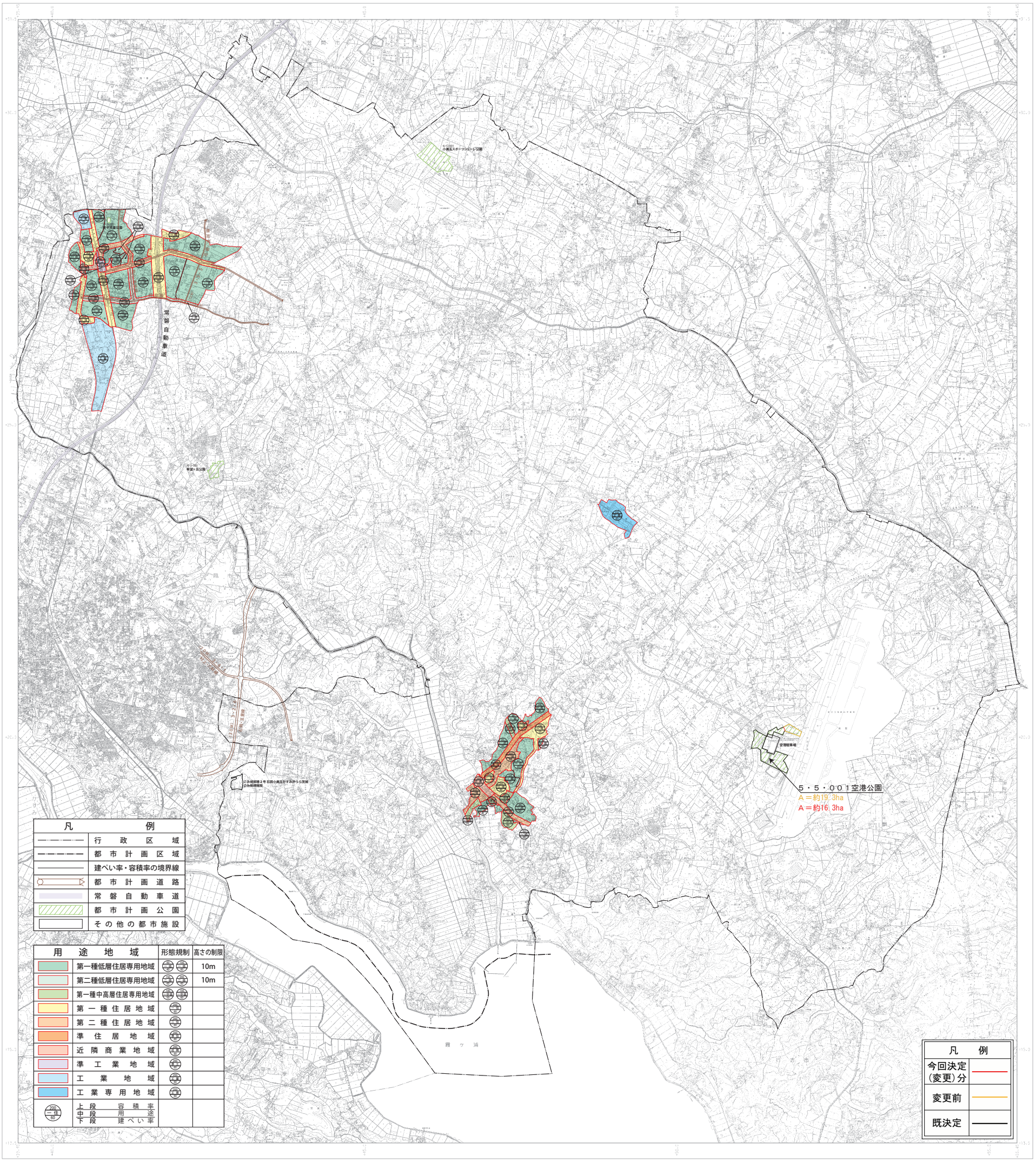

行政区画

記号

1:25,000

0 500 1,000 1,500 2,000 2,500m

本図は、平成２７年２月作成の1:10,000地形図を縮小して作成したものである。

国際航業株式会社調製

小美玉市役所

1:2,500

IX－JF　32－4　(No.56)

小美玉都市計画公園の変更（茨城県決定）計画図②

平成二十七年二月作成

平成２６年測量　平成２６年 1月 撮影　平成２６年１０月 現地調査

1:2,500

0　50　100　200　300　400　500m

「この測量成果は、国土地理院長の総括を受けて得たものである（総第番号）平26関公第72号」

計画機関　小 美 玉 市
作業機関　国際航業株式会社

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第Ⅰ次座標系
投影は横メルカトル投法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０.５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
平面直角座標値は世界測地系による

IX－JF　32－4　(No.56)

1:2,500

IX－JF　32－2　(No.49)

小美玉都市計画公園の変更（茨城県決定）計画図①

平成二十七年二月作成

平成２６年測量　平成２６年　１月　補　製　平成２６年１０月　現地調査

1:2,500

「この測量成果は、国土地理院長の認可を受けて得たものである（認許番号）平26関公第72号」

計画機関　小美玉市
作業機関　国際航業株式会社

座標系は平成１４年国土交通省告示第９号の規定による第１次座標系
投影は横メルカトル図法
図郭に表示してある座標値はキロメートル単位
方眼は０.５キロメートル間隔
高さの基準は東京湾の平均海面
等高線の間隔は２メートル
平面直角座標値は世界測地系による

IX－JF　32－2　(No.49)